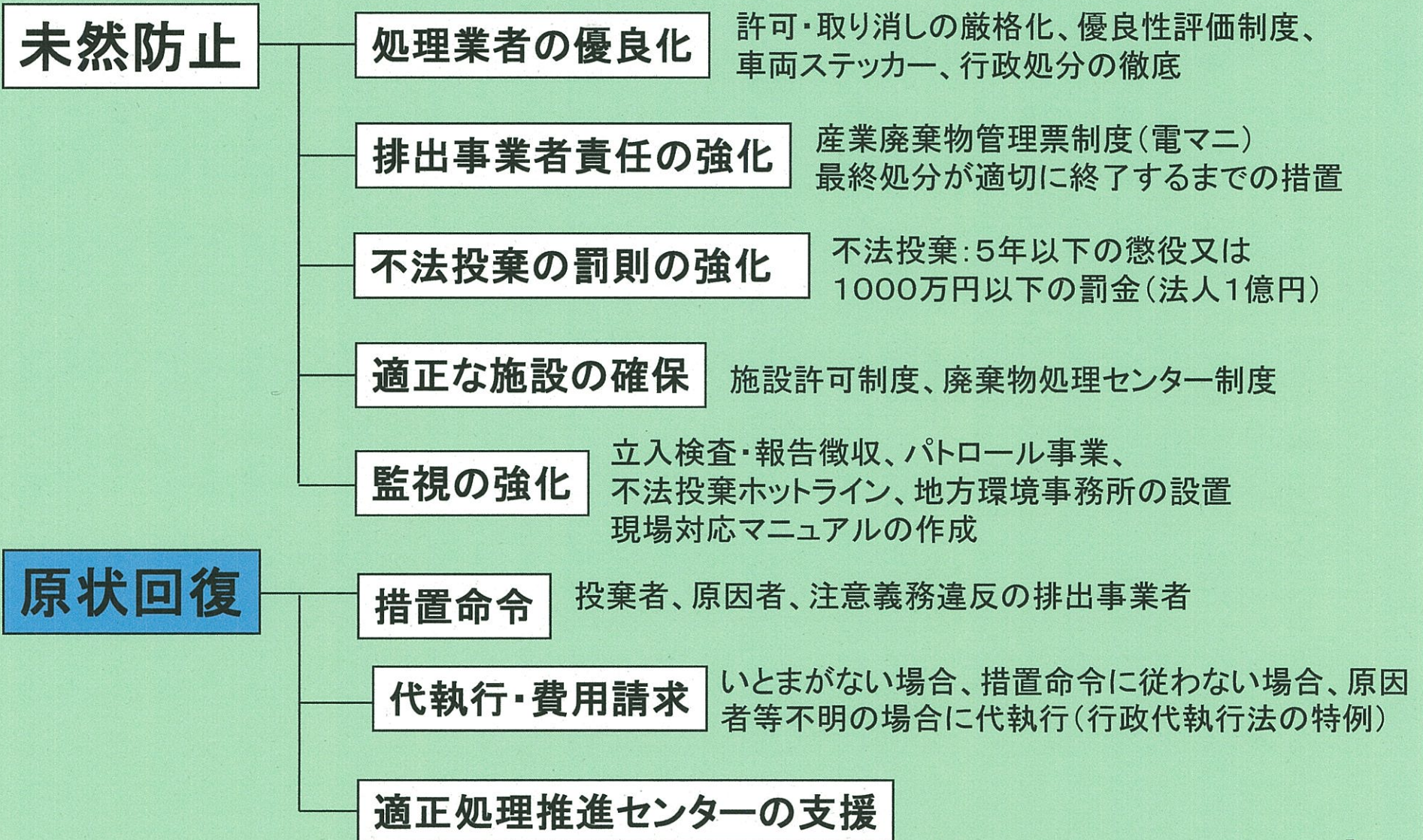


国の不法投棄対策の体系



基金制度と産廃特措法の概要

措置命令 (生活環境の保全上の支障の発生又はその恐れの場合、原因者、排出事業者に撤去させる)



行政代執行 (いとまがない場合、措置命令に従わない場合、原因者等不明の場合)



費用請求 → 原因者不明や破産等で請求できない場合



産廃特措法

- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく制度
- 10年の時限立法・・・H15～24
- 地方債の起債特例
(起債充当率90%、交付税算入率50%)

基金制度

- 廃棄物処理法に基づく制度
- 補助率4分の3を支援
(産業界:国:都道府県等=2:1:1)
- 都道府県等の負担額の80%について交付税算入